



2016年9月23日、最高裁判所が上告を棄却！

管財人・日本航空経営の不当労働行為が確定！

日本航空の経営は一刻も早く整理解雇事件を全面解決せよ！

2016年9月23日、最高裁判所は、2015年6月の東京高裁判決を不服として上告していた日本航空経営の訴えを棄却し、不受理とする決定を下しました。これによって、“2010年に管財人がJALの更生計画実行中に行った介入行為は不当労働行為であった”ことが確定しました。

2010年1月19日に経営破綻した日本航空の再建は、管財人(法人:企業再生支援機構、弁護士:片山英二氏)によって進められました。そして、再建計画の中心となる事業規模縮小に伴う人員削減計画について労使交渉が行われている最中の2010年9月27日、管財人と日本航空経営は、それまで「整理解雇は考えていない」としていた自らの立場を翻して、「整理解雇の人選基準」を組合に提示しました。これに対し、乗員組合とキャビンクルーユニオンは、労使対等での交渉によって整理解雇を回避すべく争議権確立の手続きを開始しました。ところが同年11月16日、企業再生支援機構の飯塚ディレクターと加藤管財人代理が、「争議権を確立した場合には、企業再生支援機構は3,500億円の出資はしない」、つまり日本航空を二次破綻させるという虚偽の恫喝をし、争議権確立の手続きを妨害しました。これを管財人による露骨な支配介入であると認識した日本航空乗員組合とキャビンクルーユニオンは、2010年12月8日に東京都労働委員会に救済を申し立てました。2011年8月3日、同労働委員会は「管財人の行為は不当労働行為」とであると認定し、救済命令が出されました。

日本航空経営はこの救済命令を不服として、東京地裁に命令の取り下げを求めて提訴しましたが一審で敗訴。さらに2015年6月の高裁判決では、一審判決に加えて

- ・ 憲法28条や労働組合法では、会社の存続自体を危うくする場合でも、組合への支配介入は認められない
- ・ 争議行為を阻止したいのであれば、組合との間で何らかの妥協を図るしかない
- ・ 争議権投票は、労働組合の在り方そのものを問う極めて重要な活動であり、管財人の行った行為は労働組合の運営に介入する行為である

と管財人の介入行為が厳しく断罪されました。



2015年2月の最高裁の決定により、既に法的には有効とされた日本航空の整理解雇事件ですが、今回の最高裁の決定は、整理解雇の過程で管財人が違法行為を行ったことを認めるものであり、整理解雇そのものの有効性が根本から疑われる状況となりました。

ILOは三次勧告を行う時点で、“管財人の行為には争議権投票を中止させるという労働法上の違法行為だけでなく、労働組合の団結権を侵害する狙いがあったのではないかと指摘し、破綻から整理解雇に至る流れの中で“更生計画が実行される過程で違法行為によって労働組合の団結を奪い、その結果解雇の強行に至ったのではないかと”して、不当労働行為裁判の判決内容と、最高裁の決定にも重大な関心を寄せていました。

また、整理解雇問題について塩崎厚生労働大臣は、三度にわたるILO勧告を受けて、「今回のJALのようなケースの場合、整理解雇された職員の再雇用に関する事項についても、まず労使の当事者が自主的に解決に向けて努力をしなければならない、ということに尽きると思います」、また「話し合いがしっかりされるものかどうかということも注視していきたい」と国会で答弁しています。整理解雇問題を一日も早く解決することは、解雇を含めた人員削減によってベテラン不足に陥っている客室乗務員の職場や、200名近いパイロットが他社に流出し乗員不足となっている運航乗務員の職場の状況を改善していくために、避けては通れない重要な課題です。この課題を労使が胸襟を開いて真摯に話し合い、解決につなげていくことは、結果的には日本航空の安全運航の基盤を充実させていくことにも繋がる筈です。

**日本航空経営は、整理解雇に至る過程での違法行為が認定された
事実を真摯に受け止め、直ちに整理解雇問題の全面的な解決に向け
て労働組合との具体的な協議を開始すべきです！**